

## 申入れ協議終了のご通知

令和6年4月1日

〒460-0003

名古屋市中区錦2丁目19番1号

名古屋鴻池ビルディング7階

株式会社 EVANESS 代理人

弁護士 中川 博 晴 様

〒060-0004

札幌市中央区北4条西12丁目1番55ほくろビル3階

内閣総理大臣認定 特定適格消費者団体・適格消費者団体

特定非営利活動法人消費者支援ネット北海道

理事長 松 久 三 四 彦

TEL 011-221-5884 FAX 011-221-5887

冠省

当法人の令和6年1月29日付け再申入書に関しまして、貴職から令和6年2月28日付け回答書（以下「回答書」といいます。）をいただきました。

回答書第1の1項につきまして、当法人の見解は、令和5年7月4日付け照会書及び再申入書第3の3項、令和6年1月29日付け再申入書に記載したとおりです。契約が終了して消費者が施設を利用していないにも拘わらず、消費者が利用していない施設の対価を支払うことはなく、「契約終了時までには施設を利用した対価を事業者が収受し、契約終了に伴い消費者が施設を利用しなくなっからの対価を支払わない」という法律関係につき民法89条2項の類推適用によって説明することができるように思われます。賃貸借契約の満了、解約、解除その他の事由により賃貸

借契約が終了した日の属する月における賃料につき1か月分を支払うとの条項に関して、当法人の申入れと各賃貸事業者の対応につきましては当法人のホームページ等をご覧ください。

上記の点についてご理解を得られなかったものの、その他の点については当法人の申入れ内容に沿って契約条項を改訂いただいたことから、今回の申入れに関する協議は、これをもって終了とさせていただきます。

なお、当法人では、引き続き、消費者被害防止の活動を行ってまいります。消費者からの情報提供等に基づき、必要に応じて貴社及び貴社の加盟店等に対して再度、申入れをさせていただく場合もありますのでご注意ください。本書の内容につきましては、当法人の活動目的のため、公表いたします。

草々